

総合エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ
(第2回)

2019年5月27日

『バイオマス燃料持続可能性確認について』

設立：2016年11月22日（2019年5月現在：会員数93）

目的：バイオマス発電事業の促進とバイオマス産業の健全な発展を図り、持続可能な循環型社会の構築と地球環境保全の推進に寄与すること

会 員



地域経済活性化

- 新規雇用を生み、林業や運輸業を中心とした立地地域の経済活性化貢献

安定電源

- 安定したベースロード電源

エネルギー セキュリティの向 上

- 国産材と輸入材の多様なソース(北米、アジア、豪州等)により化石燃料よりもエネルギーセキュリティの向上を図れる

エネルギーミックス 実現への貢献

- エネルギーミックスの4.6%（再エネの20%以上）を担い、2050年に向けて更なる役割の拡大が期待される

二酸化炭素削減

- 温室効果ガスの排出削減に寄与

<はじめに>

バイオマス産業の健全な発展を図り、持続可能な循環型社会の構築と地球環境保全の推進に寄与することを目的とする当協会では、バイオマス発電事業と燃料等の関連産業が持続可能性を確認し健全に発展していくことは非常に重要であると認識しております。

当協会と会員企業の、持てる知識と経験を提供させていただくことにより、本WGで行われる検討に貢献したいと考えております。

持続可能性確認について協会の会員企業で協議を重ねて参りました。その結果として、持続可能性確認に関する『協会案』を策定しましたので、WGでの御検討の一助になればと考えております。

燃料種の多様化は、エネルギーの安定供給と低コスト化に資するものと考えられ、持続可能性確認等の要件を満たす新規燃料については、以下の考え方に沿って幅広くFIT制度の対象として認めていただくことを要望いたします。

<主産物>

現在の既にFIT制度で取り扱われている一般木材およびパーム油と同様に、環境・社会・労働・食料競合等の観点から夫々の燃料で何らかの基準によって持続可能性の確認を行う。

<副産物>

主産物に直接関与しない「未利用エネルギーを有効活用」するものであり、以下の考え方を軸に、事業者による自主的な持続可能性の確認を行う。

- ①副産物の発生時点から発電燃料利用までにおける持続可能性の確認を行う。
- ②確認方法次第では、その確立に時間を要する可能性もあり、特に既にFIT対象となっている燃料（PKSおよびパームトランク）に関しては、猶予期間を設け段階的に確認する体制を整えていく。（次頁参照）
- ③新副産物に関しては、次頁の体制が燃料取引の時点までに整うことを前提に新たにFITの対象として認めて頂きたい。

副産物の集荷、発生元の加工場まで確認する体制を段階的に整えていく。

Step1<2019年～>

燃料商社より現地集荷会社リストを作成



Step 2 <2020年～目途>

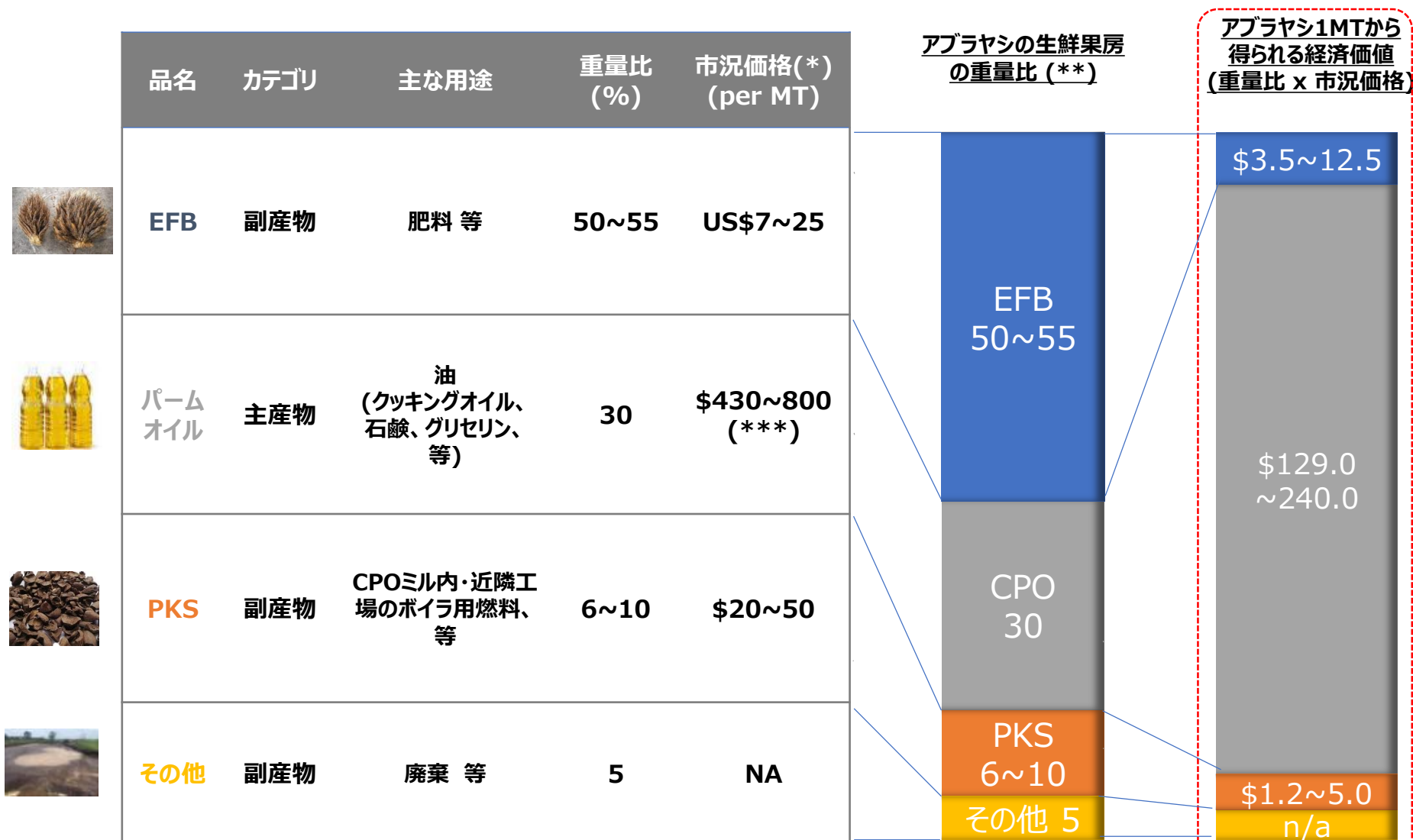
燃料商社が現地集荷会社を通じ調達加工場(PKSではCPOミル等)のリストを作成



Step3<2021年～目途>

調達先加工場の営業許可証/免許、現地政府による合法証明書等が合法性確認に有効な場合は当該資格を確認、もしくは調達先加工場(CPOミル等)より不法行為が無いことの宣言書面を入手。

アブラヤシの部分別 重量と経済価値



*2019年5月時点におけるパーム油製造元の出荷価格(BPA調べ)

**生鮮果房(FFB)の平均的な重量は約30-40kg

***マレーシアパーム油庁 (MPOB) の直近52週の変動幅